○国土交通省告示第百八十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の十六において準用する同規則第三条の十九の規定による届出があったので、同規則第六条の十六において準用する同規則第三条の二十八の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第二百九号の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一)　登録年月日　平成十七年一月五日	(一)　登録年月日　平成十七年一月五日
(二)　登録番号　登昇講第一号	(二)　登録番号　登昇講第一号
(三)　氏名又は名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	(三)　氏名又は名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
(四)　住所　東京都港区西新橋一丁目十五番五号	(四)　住所　東京都港区西新橋一丁目十五番五号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　村岸　明	(五)　法人である場合の代表者の氏名　杉山　義孝
(六)　登録昇降機等検査員講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	(六)　登録昇降機検査資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
(七)　登録昇降機等検査員講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目十五番五号	(七)　登録昇降機検査資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目十五番五号
(八)　登録昇降機等検査員講習事務を開始する年月日　平成十七年一月五日	(八)　登録昇降機検査資格者講習事務を開始する年月日　平成十七年一月五日

○国土交通省告示第百八十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の十二において準用する同規則第三条の十九の規定による届出があったので、同規則第六条の十二において準用する同規則第三条の二十八の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第二百十号の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成三十年二月十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一)　登録年月日　平成十七年一月五日	(一)　登録年月日　平成十七年一月五日
(二)　登録番号　登設講第一号	(二)　登録番号　登設講第一号
(三)　氏名又は名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	(三)　氏名又は名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
(四)　住所　東京都港区西新橋一丁目十五番五号	(四)　住所　東京都港区西新橋一丁目十五番五号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　村岸　明	(五)　法人である場合の代表者の氏名　杉山　義孝
(六)　登録建築設備検査員講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	(六)　登録建築設備検査資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
(七)　登録建築設備検査員講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目十五番五号	(七)　登録建築設備検査資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目十五番五号
(八)　登録建築設備検査員講習事務を開始する年月日　平成十七年一月五日	(八)　登録建築設備検査資格者講習事務を開始する年月日　平成十七年一月五日

○国土交通省告示第百八十二号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第十一条第一項の規定による届出があったので、同規則第二十条の規定に基づき、平成二十五年国土交通省告示第千百八十二号の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成三十年二月十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一)　登録年月日　平成二十五年十一月二十五日	(一)　登録年月日　平成二十五年十一月二十五日
(二)　登録番号　登耐講第一号	(二)　登録番号　登耐講第一号
(三)　講習事務を行う者の氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会	(三)　講習事務を行う者の氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会
(四)　講習事務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	(四)　講習事務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　坂本　功	(五)　法人である場合の代表者の氏名　岡田　恒男
(六)　耐震診断資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会	(六)　耐震診断資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会
(七)　耐震診断資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	(七)　耐震診断資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(八)　耐震診断資格者講習事務を開始する日　平成二十五年十一月二十五日	(八)　耐震診断資格者講習事務を開始する日　平成二十五年十一月二十五日

○国土交通省告示第百八十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の十九の規定による届出があったので、同規則第三条の二十八の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第千六十七号の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成三十年二月十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一)　登録年月日　平成二十七年十月七日	(一)　登録年月日　平成二十七年十月七日
(二)　登録番号　第一号	(二)　登録番号　第一号